

— 大阪編 —

**下請取引適正化推進  
シンポジウム2018**  
～中小企業の公正な取引環境  
の実現に向けて～

# まずは知ること。 適正な取引はそこから始まる。

中小企業庁は「下請取引適正化推進シンポジウム2018」を全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)で開催した。  
下請法に詳しい弁護士や親事業者が登壇し、下請取引の適正化に向けた取り組みを紹介した。

## 自主行動計画を尊重し 業界全体でコンプライアンス改善を



大阪会場 11月28日 YMCA 国際文化センターの様子



太樹法律事務所 弁護士 **高橋 善樹氏**

下請法は、今や企業にとって事業活動の基本的なルールであり、中小企業との取引適正化の推進は、国を中心に業界全体で取り組むべき課題といえる。

親事業者は、業界団体などの自主行動計画を尊重または自ら自主行動計画を作成し、下請法の理解とコンプライアンスの必要性を役員、従業員全員に浸透させ、

違反の未然防止はもちろん、自ら違反を発見した場合は、早期に是正する姿勢が重要である。

来年4月に施行される働き方改革との関連では、親事業者のしわ寄せが下請事業者に行かないように、下請事業者の成果、果実を奪わないように十分に注意すべきである。

## 段階的な検証・承認体制で ミスを防ぐ

カカクコム 執行役員 法務部長  
白川 聖明氏



2008年に制定したコンプライアンス・プログラムに、下請取引に関連する不正競争の禁止について盛り込んだ。役職員の必須対応事項として、取引開始時に契約書や発注書などで取引条件を明確化し、上司および法務部のチェックを受けることなどを定めている。

下請法順守のため、発注までに関連部門による検証・承認の手続きを求めている。事業部が下請事業者に発注する場合、まず法務部が契約書や発注書面を検証する。検証報告を添付した契約書を稟議(りんぎ)に回し、承認されて初めて経理部に発注申請ができる。発注するには経理部の承認も必要だ。請求書には成果物受取日の記載が求められる。経理部は請求書記載の受取日を確認し、60日以内に支払いを完了する。

下請法に関係する事業部を絞り込んで重点的に順守体制を周知するとともに、新入社員にも教育を徹底している。

## 調達改革とともに 順守体制の強化を図る

パナソニック グローバル調達社 法務部長  
岸本 雅弘氏

調達業務の効率化や収益力の改善を図るため、共通プラットフォームの構築など調達改革に取り組んできた。本社組織としてグローバル調達社を設置し、全社の調達の一元化を進めるとともに、下請法順守委員会を再整備。法務と調達の責任者が事務局を務め、下請取引にかかわる部門のガバナンスを強化し、内部監査の刷新も図っている。

調達を担当する社員の教育では、下請法を必須科目としてすべての階層で教育を実施。段階的に研修などを行う。全社員向けにはコンプライアンス・プログラムの基本メニューとして下請法eラーニングを導入。下請法FAQに対応した人工知能(AI)ツールも活用している。

下請法の運用強化を受けて、役員通達による周知徹底を実施した。下請代金の現金化、支払いサイトの短縮に取り組んでいる。金型に「QRコード」を貼付し、2年非稼働の貸与金型の引き揚げもルール化した。



## サプライチェーン全体での 取引条件改善を促す

中小企業庁 取引課 課長補佐  
松山 大貴氏

企業収益は改善傾向にあるが、中小製造業の収益は低迷している。取引上の問題への懸念から、まず実態把握の調査を実施したところ、下請中小企業からは一方的な値引き要請を受けた、手形支払いが多く資金繰りが厳しいなどの声が上がった。

そこで2016年9月、「未来志向型」の取引慣行に向けて(世耕プラン)という計画を策定。重点課題として、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払い条件の改善に取り組んだ。

これらの課題への取り組みについて、産業界に自主行動計画を策定いただき、現在、12業種、30団体が策定している。取り組みが進んでいるかどうかのフォローアップも各団体自らしていただく。中小企業庁が設置している下請Gメンによるヒアリングと併せて、取引条件の改善を進める方針だ。

新たに課題として浮上してきた大企業間の支払い条件の改善、金型代金の分割支払い改善、働き方改革への対応なども進めている。



## 企業の取り組み事例 五十音順

内田洋行

### トップの強い意志で 順法体制の整備推進

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備・改善を進めている。法令順守に対するトップの本気を示すため、毎年12月1日を「コンプライアンスデイ」に定め、グループ役員・全社員に向けて社長がメッセージを発信。実践的な研修で気付きを促す。下請事業者との研修会なども実施している。

凸版印刷

### 営業の直接発注禁止 システムで違反防ぐ

営業による直接発注を禁止し、特定部門だけが発注できる体制を敷いた。全社共通の発注システムを構築し、発注書の記入漏れや事後発行を防止。納品書管理を徹底して支払い遅延を防ぐ。有償で原材料を支給するケースにも対応できるようにシステムを改修。取引先の納品書発行などを支援するシステムの無償提供も始めた。

日立製作所

### 業界全体で取引条件改善の 取り組み進む

調達部門が下請取引を集中管理する。下請法順守のため各事業所の調達システムに下請取引対象品を自動識別する機能などを搭載。支払い遅延を防ぐ仮締め制度も導入した。業界全体でも支払いの現金化など取引条件改善を進めている。当社も自主行動計画に基づき、最近では下請事業者の事業承継を支援する取り組みも始めた。

ファンケル

### 取引先の声を聞き 共存共栄を目指す

総務部内の購買グループが価格や取引条件を交渉・決定し、各部門はそれに基づいて発注書を交付する。コンプライアンス手帳を全社員に配布し、研修では実例を中心に引き上げて当事者意識を醸成。取引先アンケートなどを通じて下請事業者の要望を聞き、不要な貸与金型の廃棄や価格改定、納期調整にも適宜対応している。



本特集の東京・名古屋・福岡・札幌編は中小企業庁のサイトでご覧いただけます。



中小企業をイジめる取引は見逃しません。秘密厳守でお話を伺います。  
下請かけこみ寺では、取引上のトラブルや消費税の転嫁等にかかわる相談にも応じます。



ヒアリングの  
ご要望は

「下請Gメン」の  
詳細は

中小企業庁取引課 **03-3501-3649**

(受付時間) 平日9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

下請Gメン

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm>

検索